

北海道高性能林業機械化推進協議会開催要領

第1 目的

本道における地域の作業条件等に応じた高性能林業機械による安全に配慮した作業システムや林業の生産性の向上策等の普及を図るため、学識経験者や林業関係者等の意見を幅広く聴取する、北海道高性能林業機械化推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

第2 議題

協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 北海道高性能林業機械化基本方針の改定に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、北海道高性能林業機械化の推進に関する事

第3 構成

協議会は、別紙1の構成員をもって構成する。

第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて水産林務部長が招集し、主催する。
- (2) 協議会に座長を置き、水産林務部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 水産林務部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 協議会の事務は、水産林務部林務局林業木材課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

付則

この要領は、令和元年（2019年）5月29日から施行する。